

広川町制施行 70 周年記念ロゴマーク等の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、広川町制施行 70 周年を記念し、広川町を PR することを目的として、広川町制施行 70 周年記念ロゴマーク等（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等)

第 2 条 ロゴマーク等は、別図のとおりとする。

(使用基準及び使用料)

第 3 条 何人も広く広川町を P R することを目的として、ロゴマーク等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 広川町の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。
- (5) 営利を目的とし、又はそのおそれがあるとき。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者が関係しているとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、その使用が不適當であると町長が認めるとき。

2 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(使用申請)

第 5 条 ロゴマーク等を使用するにあたっては、ロゴマーク等使用申請書（様式第 1 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 町及び町の機関が業務に関し使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他町長が使用申請を必要としないと認めた場合
(承認の通知)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、ロゴマーク等使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、当該申請者にロゴマーク等の使用承認の可否を通知するものとする。

(使用承認期間)

第7条 ロゴマーク等を使用する期間は、町長が認める場合を除き、令和8年3月31日までとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマーク等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用しないこと。
- (2) 承認された内容にのみ使用すること。
- (3) ロゴマーク等を自己のものとして商標又は意匠に使用しないこと。
- (4) ロゴマーク等を使用する権利を第三者に譲渡しないこと。
- (5) その他町長が必要と認める事項を遵守すること。

(使用の禁止)

第9条 使用者が第3条に定める使用条件に反する使用を行った場合その他ロゴマーク等を使用することが適当でないと町長が認めた場合には、町長は当該使用者に対しロゴマーク等の使用を禁止することができる。

(免責)

第10条 町は、当該承認に基づくロゴマーク等の使用によって、使用者に損失等が生じたとしても、その責任は一切負わないものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別図(第2条関係)

■カラーロゴ



〈カラー指定〉

	CMYK:100,60,0,0 RGB:9,92,167 (#095CA7) DIC:641 PANTONE:2935C		CMYK:100,85,10,5 RGB:32,59,132 (#203B84) DIC:235 PANTONE:541C		White
	CMYK:100,95,25,30 RGB:28,36,94 (#1C245E) DIC:433 PANTONE:534C				

※アイソレーション内は必ず白背景にしてください。

■最小サイズ



■モノクロ

